

HPR チャンピオンシップ 2018

関西シリーズ

- 【期 間】 2018/5/3～5/6
 【主 催】 JAPAN HPR CLUB
 一般社団法人 関西ヨットクラブ
 【協 力】 新西宮ヨットハーバー 株式会社
 【開催地】 新西宮ヨットハーバー（兵庫県西宮市）

【帆走指示書】

1. 規則

本レガッタは『セーリング競技規則』（2017-2020）（以下 RRS）に定義された規則を適用する。
 IRC 規則 2018、Part A, B 及びCを適用する。ただし以下を変更する。

艇に搭載するセールの変更を認める。（IRC 規則 21.1.5(d)及び(e)の変更）

本レガッタはWS Addendum Q に従ってアンパイア制によりレースを行う。ただし、Addendum Qは、アンパイアが海上でインシデントを見ることができなかつた場合に、レース後にPCによる判決ができるように修正される。修正されたAddendum Qは添付書Bに記載される。

外洋特別規定2018-2019モノハル・カテゴリー4（以下OSR）を適用する。

レース公示と帆走指示書の間には矛盾が生じた場合には、帆走指示書を優先する。

2. 競技者への通告

競技者への通告は、クラブハウス 1 F 南側テラスに設置された公式掲示板に掲示される。

3. 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、それが発効する当日09:00までに掲示される。ただし、レース日程の変更は、発効する前日18:00までに掲示される。

4. 陸上で発せられる信号

4.1 陸上で発せられる信号は、クラブハウス 2 F 南側のフラッグ・ポールに掲揚される。

4.2 回答旗が陸上で掲揚された場合、レース信号「回答旗」の中の「1分」を「30分以降」に置き換える。

5. レース日程

5.1 レース日程

4月28日（土）－30日（月）	10：00－17：00	体重計測
5月3日（木）	09：10－	受付・出艇申告・体重計測
	09：20－	艇長会議
	11：00－	予告信号（インショア）
5月4日（金）	09：00－	受付・出艇申告・体重計測
	11：00－	予告信号（インショア）
5月5日（土）	09：00－	受付・出艇申告・体重計測
	10：30－	予告信号（ディスタンス）
5月6日（日）	09：00－	受付・出艇申告・体重計測
	10：30－	予告信号（インショア）
	16：30－	表彰式

5.2 シリーズは8レース（インショア・レース7レース、ディスタンス・レース1レース）を予定する。

- 5.3 インショア・レースの1日の最大レース数は3レースとする。
- 5.4 レースが間もなく始まることを競技者に注意喚起するため、予告信号を発する5分前以前に、音響1声とともにオレンジ色のスタートライン旗を掲揚する。
- 5.5 5月6日は14:00を過ぎての予告信号は発せられない。
6. クラス旗
クラス旗はグリーン旗である。
7. レースエリア
 - 7.1 インショア・レースは大阪湾、新西宮ヨットハーバー沖海面とする。
 - 7.2 ディスタンス・レース（最大約56nm）は大阪湾とする。
8. コース
 - 8.1 インショア・レースは風上風下コースとする。
 - 8.2 ディスタンス・レースは、大阪湾内に指定されたマークを回航する最大約56nmのコースである。最終艇のフィニッシュの時間が17:00を超えない配慮を出来る限り行う。
 - 8.3 添付書Aにそれぞれのコースにおける、レグのおよその角度、通過するマークの順序、それぞれどちらに見て回航するかを示す。
 - 8.4 ディスタンス・レースを短縮する場合、フィニッシュラインは、レース委員会の信号艇のオレンジ旗を掲揚したポールとフィニッシュマークのコース側との間とする。
9. マーク
 - 9.1 インショア・レースにおけるマーク1、2はオレンジ色の直径約1.2m高さ約1.2mのトマト型である。
 - 9.2 帆走指示書11に従って用いられる新しいマークは同型のグリーン色である。
 - 9.3 ディスタンス・レースにおけるスタートマーク、フィニッシュマーク、仮屋沖マークはオレンジ色の直径約1.2m高さ約1.2mのトマト型、関空沖マークは同型のグリーン色である。
10. スタート
 - 10.1 レースはRRS 26を用いてスタートさせる。
 - 10.2 スタートラインは、スターボードの端にあるレース委員会の信号艇上にオレンジ旗を掲揚しているポールと、ポートの端のスタートマークとの間とする。
 - 10.3 スタート信号後4分より後にスタートする艇は、審問無しに「スタートしなかった（DNS）」と記録される。（RRS A4、A5の変更）
 - 10.4 スタート信号時に、艇体、乗員または装備のいずれかがスタートラインのコースサイドにあり、その艇が特定される場合には、レース委員会はVHFチャンネル72でそのセール番号を送信するように努める。送信できなかったり、送信のタイミングが的確でなかったりしたとしても、救済要求の根拠にならない。（RRS 62.1 (a) の変更）
 - 10.5 その日の続くレースの予告信号は、レース委員会の信号艇に掲揚されている、R旗の降下（反復音響信号とともに）の、1分後に発せられる
11. コースの次のレグの変更
コースの次のレグを変更するために、レース委員会は新しいマークを設置し実行できればすぐに元のマークを撤去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合には、元のマークを使用する。
12. フィニッシュ
 - 12.1 フィニッシュラインは、レース委員会の信号艇上にオレンジ旗を掲揚しているポールと、フィニッシュマークのコース側との間とする。
 - 12.2 レース委員会が、その日の続くレースを予定する場合、レース委員会の信号艇は、先のレースのフィニッシュ時に、R旗を掲揚する。続くスタート手順は、先のレースで最終艇がフィニッシュした後、できるだけ早く開始される。
13. ペナルティー方式
 - 13.1 RRS 44における『2回転ペナルティー』を『1回転ペナルティー』に置き換えるため、RRS 44.1を

以下の通り変更する。

RRS 44.1 「ペナルティーの履行」

レース中に、1件のインシデントで1つまたはそれ以上のRRS 第2章または31、42に違反したかもしれない艇は、『1回転ペナルティー』を履行することができる。

(a) 艇が同一のインシデントでRRS 第2章、31に違反した場合、RRS 31に対するペナルティーを履行する必要はない。

(b) ただし、艇が、障害や重大な損傷を起こしたり、またはレースまたはシリーズにおいて明らかな有利を得た場合には、その艇のペナルティーはリタイアでなければならない。

13.2 RRS 第2章、31の規則違反については、プロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することができる。また軽微な規則違反についてはプロテスト委員会の判断によりペナルティーを課さないことがある。

13.3 ディスタンス・レースのリコールに関わる規則違反については、OCSに代わる罰則として、所要時間に5%を加算する「タイムペナルティー（小数点以下を四捨五入）」を適用する。

14. タイム・リミット

14.1 インショア・レースで、正しくスタートしコースを帆走した最初の艇がフィニッシュした後20分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった（DNF）」と記録される。これはRRS 35、A4、A5を変更している。

14.2 ディスタンス・レースのタイム・リミットは、5月5日の17:30とし、それまでにフィニッシュしない艇は審問なしに「フィニッシュしなかった（DNF）」と記録される。これはRRS 35、A4、A5を変更している。

15. 抗議と救済要求

15.1 (a) レース公示1.3に従って、レースはWS Addendum Qに基づくアンパイア制の下で行う。

(b) アンパイア制について：WS Addendum Qを修正し、アンパイアがインシデントを海上で視認できなかった場合に、プロテスト委員会がレース終了後に判決を行えるものとする。添付書Bに全文を記載する。

(c) 抗議書はジュリー・オフィスにて入手できる。抗議および救済または審問再開の要求は締切時間内にジュリー・オフィスに提出されなければならない。

(d) インショア・レースの抗議締切時刻は、その日の最終レースで最終艇がフィニッシュした時刻またはレース委員会が本日これ以上のレースを行わないとの信号を発した時刻の、いずれか遅い方から90分以内とする。

(e) ディスタンス・レースの抗議締切時刻は5月5日18:00とする。

15.2 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に、審問のことを知らせるため、抗議締切時刻後30分以内に通告を掲示する。

15.3 帆走指示書17、18、20、21の違反は、艇による抗議の根拠とならない。（RRS 60.1(a)の変更）

15.4 レースを行う最終日には、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から30分以内に提出されなければならない。（RRS 62.2の変更）

16. 得点

16.1 各艇の所要時間にTCCを乗じた修正時間（小数点以下を四捨五入）により順位を決定する。

16.2 本大会の成立には2レースを完了する事が必要である。

16.3 インショア・レースが4レース以上成立した場合は各艇のインショア・レースにおける最も悪い得点を除外した得点とディスタンス・レースの得点の合計とする。これは、RRS 附則Aを変更している。

16.4 ディスタンス・レースの得点係数は1.2倍とする。

17. 安全規定 [DP]

スタートしない艇、またはリタイアした艇は、速やかにレース委員会の信号艇またはレース本部（KYC事務局0798-26-0691）に連絡しなければならない。

18. 乗員の交代と装備の交換 [DP]

18.1 複数の艇に対しての乗員登録は認められない。

18.2 乗員リストに登録された乗員の間でその交代は認められる。ただし、1日に複数のレースが実施

される場合、当該日における乗員の交代は認められない。ただし、レース委員会がやむを得ないとして事前に承認した場合を除く。

18.3 損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしでは許可されない。交換の要請は、最初の妥当の機会に行われなければならない。

19. 運営艇

運営艇は以下の通り識別される。

レース委員会の信号艇はOFFICIAL旗掲揚。

アンパイアはJURY旗掲揚。

メディアPRESS旗掲揚。

20. 支援艇 [DP]

レース期間中の支援艇を認める。申請は不要である。

21. 上架の制限 [DP]

21.1 艇は5月3日以降、その艇の最終レース終了まで上架してはならない。ただし以下の場合を除く。

21.1.1 レース委員会の事前の許可書があり、その条件に従っている場合。

21.1.2 緊急の場合。ただし、事後にレース委員会を納得させる義務があり、これができない場合は、ペナルティーが課せられることがある。

22. 無線通信

いかなる通信形態、情報通信機器の使用もRRS 41の外部の援助には該当しないこととする。これはRRS 41を変更している。

23. 賞

23.1 総合第1位の艇にHPRチャンピオンシップを授与する。

23.2 各クラス第1位の艇に賞を授与する。

24. 責任の否認

RRS 4に基づき、全ての艇、参加者は自分自身の責任でレースに参加する。主催団体はレース前後、期間中に生じた物理的損害または身体障害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

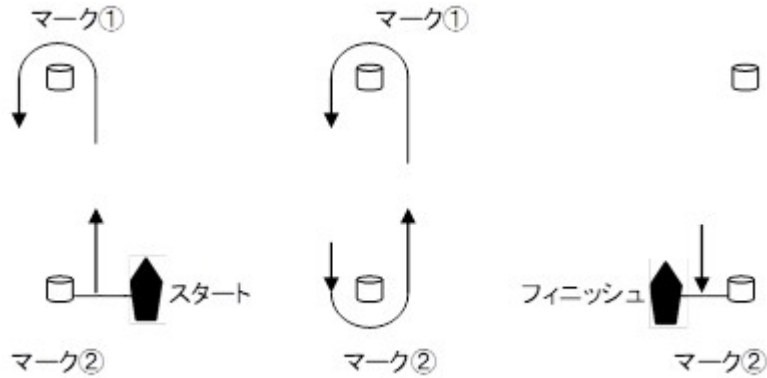
25. 保険

参加艇は有効なヨット保険(賠償責任保険、搭乗者傷害保険、捜索救助費用保険)に加入していること。

添付書 A

1. インショア・レース コース図

コースは下図の通りとし、回航又は通過するマークの順序、及び各マークの通過する側を含むコースを示す。
 スタート→マーク①→マーク②→マーク①→フィニッシュ

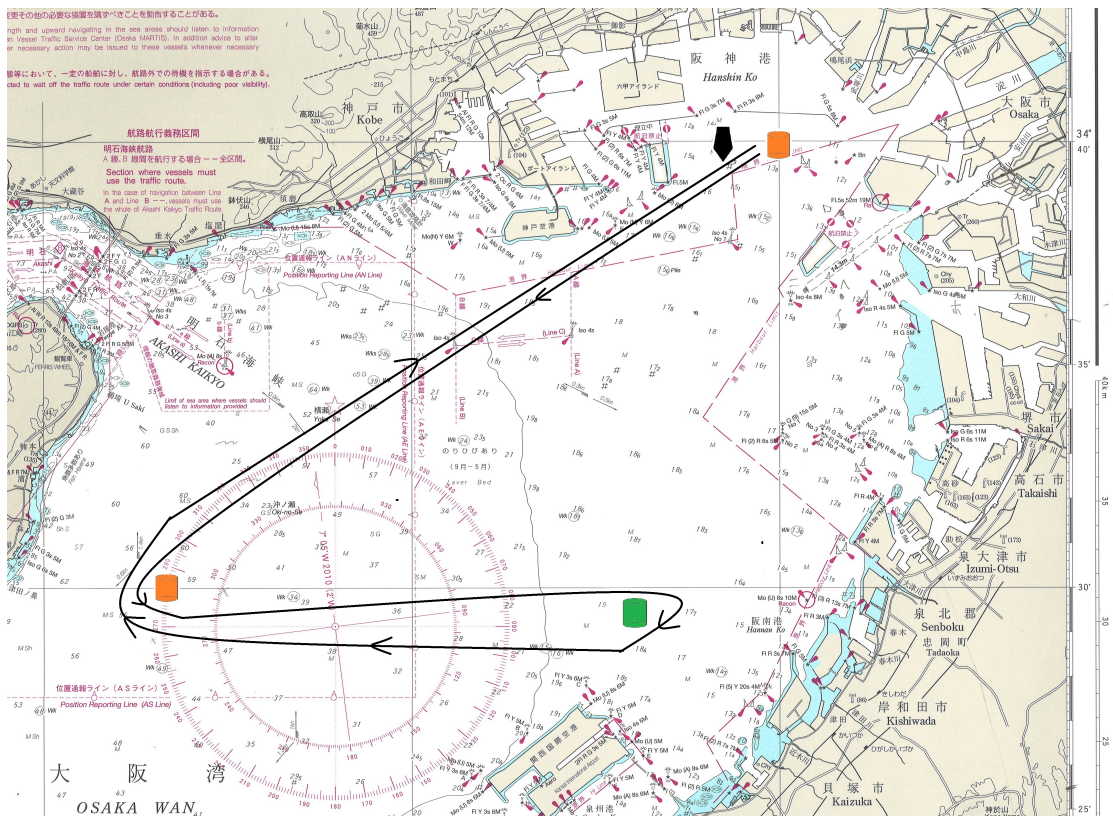


2. ディスタンス・レース コース図

コースの発表は前日 18:00 までに公式掲示板に掲示される。

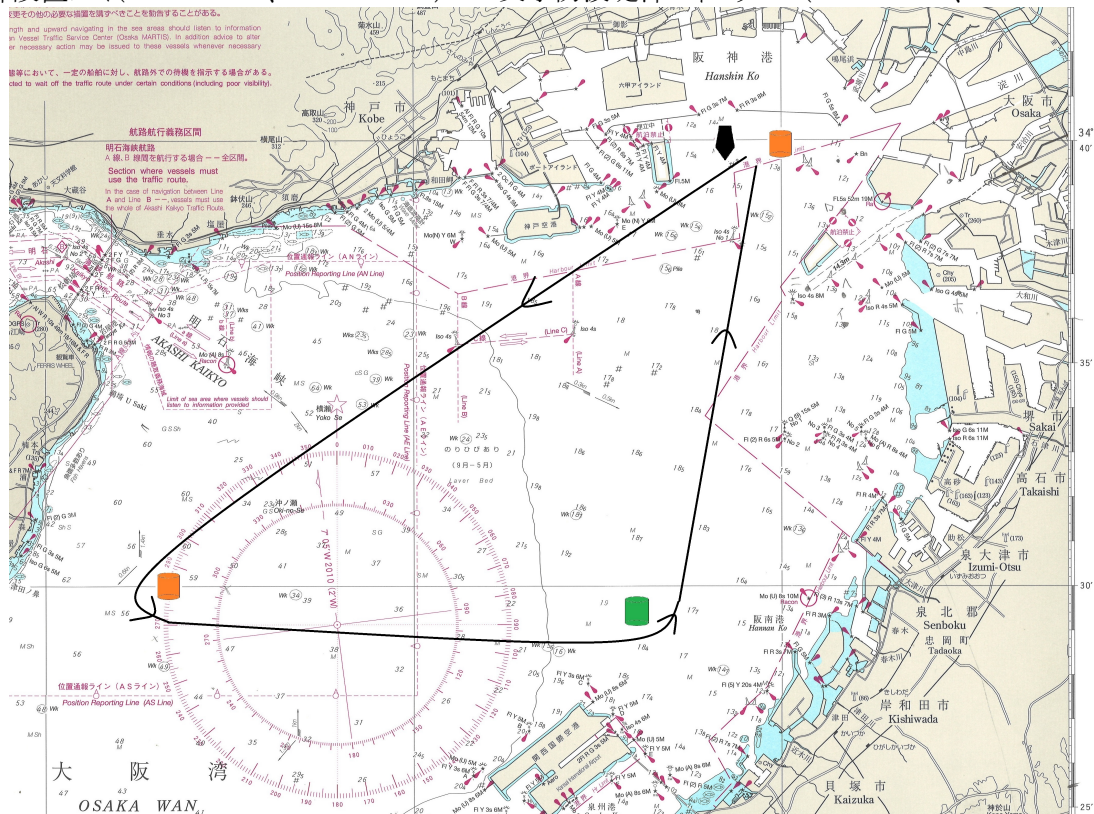
A コース(約 56.0nm)

一文字防波堤沖スタート(34° 40.0'N、135° 20.0'E)→淡路島仮屋沖設置ブイ(34° 30.0'N、135° 03.0'E)→
 関西空港沖設置ブイ(34° 29.6'N、135° 15.4'E)→淡路島仮屋沖設置ブイ(34° 30.0'N、135° 03.0'E)→
 一文字防波堤沖フィニッシュ(34° 40.0'N、135° 20.0'E)



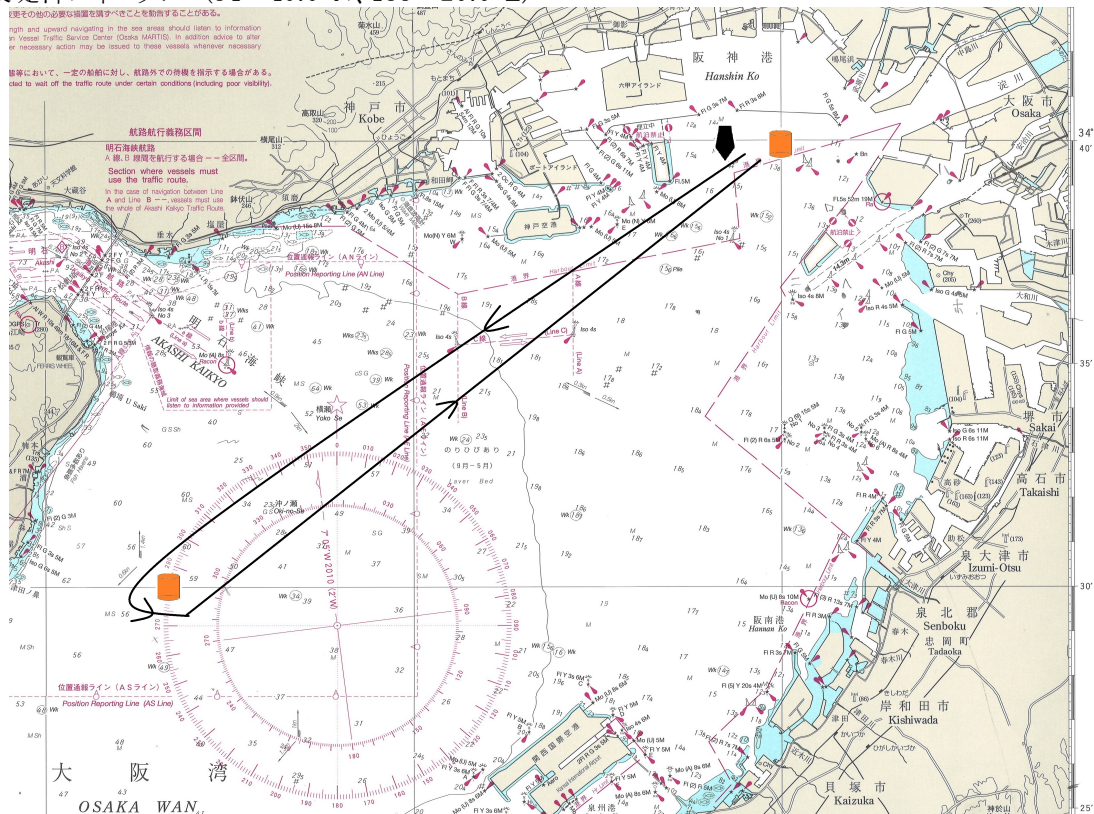
Bコース(約 38.2 nm)

一文字防波堤沖スタート(34° 40.0'N, 135° 20.0'E)→淡路島仮屋沖設置ブイ(34° 30.0'N, 135° 03.0'E)→
 関西空港沖設置ブイ(34° 29.6'N, 135° 15.4'E)→一文字防波堤沖フィニッシュ(34° 40.0'N, 135° 20.0'E)



Cコース(約 34.4 nm)

一文字防波堤沖スタート(34° 40.0'N, 135° 20.0'E)→淡路島仮屋沖設置ブイ(34° 30.0'N, 135° 03.0'E)→
 一文字防波堤沖フィニッシュ(34° 40.0'N, 135° 20.0'E)



「ディスタンスレース・コース図」は、通過するマーク、回航するマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。この項に記載したマークの位置は概位であり、位置の正確さは艇による救済要求の根拠にはならない。これは RRS 60.1(b)を変更している。

添付書 B — Addendum Q アンパイア制フリートレース

この付属文書は、規則 86.3 に従って JSAF により承認されている。

バージョン : Japan HPR-Club 2018 年 3 月

この帆走指示は、定義 「プロパーコース」、および規則 20、28.2、44、60、61、62、63、64.1、65、66、70、78.3、B5 を変更している。

Q1 競技規則の変更

規則の変更は、指示 Q2、Q3、Q4、Q5 でも行われる。

Q1.1 定義および第 2 章と第 4 章の規則の変更

(a) 定義 「プロパーコース」 に以下を追加する。

「ペナルティーを履行している艇、またはペナルティーを履行するために操船している艇は、プロパー・コースを帆走していない。」

(b) 規則 20 が適用される場合、声をかけることに加えて以下の腕信号が必要とされる。

(1) 「ルーム・トゥー・タック」については、風上を繰り返しはっきりと指すこと。

(2) 「ユー・タック」については、繰り返しはっきりと、相手艇を指して腕を風上へ振ること。

Q1.2 抗議、救済要求、ペナルティー、免罪に関する規則の変更

(a) 規則 44.1 の最初の文を以下と置き換える。

「レース中に、1 件のインシデントで 1 つまたはそれ以上の第 2 章の規則（損傷または傷害をおこした場合の規則 14 を除く）、または規則 31 もしくは規則 42 に違反したかもしれない艇は、規則 44.2 に従って 1 回転ペナルティーを履行することができる。」

(b) (削除)

(c) 規則 60.1 を以下と置き換える。

「艇は、指示 Q2.1 と Q2.4 に従っている場合に限り、他艇を抗議したり救済要求をすることができる。」

(d) 規則 61.1(a) の 3 番目の文と規則 61.1(a)(2) の全文を削除する。

(e) (削除)

(f) 規則 64.1(a) を変更し、艇の免罪に関する規定をアンパイアが審問なしに適用することができることとする。また、それは矛盾するこの付属文書中のいかなる指示にも優先する。

(g) 規則 P1 から P4 は適用されない。

Q2 艇による抗議と救済要求

Q2.1 レース中、艇は第 2 章の規則（規則 14 を除く）、規則 31 または規則 42 に基づき他艇を抗議することができる。ただし、自らが関与したインシデントにおいてのみ第 2 章の規則に基づく抗議をすることができる。抗議するためには、その艇は「プロテスト」と声をかけ、目立つように赤色旗を掲揚しなければならない、それぞれを最初の妥当な機会に行わなければならない。その艇は、インシデントに関与した艇が自発的にペナルティーを履行した後、またはアンパイアの判定後の最初の妥当な機会に、またはその前に、赤色旗を降下しなければならない。

Q2.2 指示 Q2.1 に従って抗議する艇は、アンパイアが「イエロー・フラッグ」によってその抗議を承認した場合、またはアンパイアにより判定の信号が発せられなかった場合に限り、審問を受ける資格を得る。この場合艇は、SI16.1 に従って書面による抗議を提出しなければならない。インシデントに関与した艇は、規則 44.2 に従って 1 回転ペナルティーを速やかに履行することにより規則違反を認めることができる。規則に違反し免罪されない艇が自発的にペナルティーを履行しない場合には、アンパイアは、そのようななどの艇にも、ペナルティーを課すことができる。

Q2.3 (削除)

Q2.4 以下のいずれかを行おうとする艇は、SI 15.1 に規定された締切時間内に抗議または要求を提出しなければならない。

- (a) 指示 Q3.2 もしくは規則 28、または指示 Q2.1 に挙げられた規則、以外の規則に基づき他艇を抗議する。
- (b) 指示 Q2.2 に基づき艇を抗議する。
- (c) 損傷または傷害をもたらした接触があった場合に、規則 14 に基づき他艇を抗議する。
- (d) 救済要求をする。

同じタイム・リミットが、指示 Q5.5 に基づく抗議にも適用される。プロテスト委員会は妥当な理由がある場合には、タイム・リミットを延長することができる。

Q2.5 レース委員会は、指示 Q2.4 に基づいて抗議や救済要求があった場合、プロテスト委員会に速やかに知らせるものとする。

Q3 アンパイアの信号と課されるペナルティー

Q3.1 アンパイアは次のとおりに判定の信号を発する。

- (a) 長音 1 声を伴う緑色と白色の旗は、「ペナルティーを課さない」ことを意味する。
- (b) 長音 1 声を伴う赤色旗は、「ペナルティーが課された、または未履行のままである」ことを意味する。アンパイアはそのような艇を特定するために声を掛けるか、または信号を発する。
- (c) 長音 1 声を伴う黒色旗は、「艇を失格とする」ことを意味する。アンパイアは失格とした艇を特定するために声を掛けるか、または信号を発する。

Q3.2 (a) 指示 Q3.1(b) に基づきペナルティーを課された艇は、規則 44.2 に従って 1 回転ペナルティーを履行しなければならない。

- (b) 指示 Q3.1(c) に基づき失格とされた艇は、速やかにコース・エリアを離れなければならない。

Q4 アンパイアが発議するペナルティーと抗議、マークの回航または通過

Q4.1 艇が以下のいずれかである場合、アンパイアは他艇による抗議なしにペナルティーを課することができる。

- (a) 規則 31 に違反し、ペナルティーを履行しない。
- (b) 規則 42 に違反した。
- (c) ペナルティーを履行したにもかかわらず有利となった。
- (d) 故意に規則違反した。
- (e) スポーツマンシップの違反を犯した。
- (f) 指示 Q3.2 に従わないか、またはアンパイアによりペナルティーの履行を求められた場合にそれを履行しない。

アンパイアは、指示 Q3.1(b) に従って信号を発することにより、規則 44.2 に従って履行すべき 1 つまたはそれ以上の 1 回転ペナルティーを課すか、または指示 Q3.1(c) に基づきその艇を失格とするか、またはさらなる処置を求めてプロテスト委員会にインシデントを報告することができる。艇がペナルティーを履行しないか、不正確にペナルティーを履行したために指示 Q4.1(f) に基づきペナルティーを課される場合、元のペナルティーは取り消される。

Q4.2 規則 28.2 の最後の文を次のとおり変更する。

「艇はこの規則に従うために誤りを正すことができる。ただし、その艇が次のマークを回航していないかフィニッシュしていない場合に限る。」この規則の誤りを正さない艇は、指示 Q3.1(c) に基づき失格とされなければならない。

Q4.3 自身の観察またはいかなる情報源からでも受け取った報告に基づき、艇が指示 Q3.2 もしくは規則 28、または指示 Q2.1 に挙げられた規則以外の規則に違反したかもしれないと判定したアンパイアは、規則 60.3 に基づく処置を求めてプロテスト委員会に通知することができる。ただし、アンパイアは、損傷や傷害がある場合を除き、規則 14 違反の申し立てをプロテスト委員会に通知することはない。

Q5 抗議、救済または審問再開の要求、上告、その他の手続き

- Q5.1** アンパイアが処置したこと、処置しなかったことに関して、いかなる種類の手続きも行うことはできない。ただし Q2.2 に基づき抗議書を提出する場合を除く。
- Q5.2** 艇は、アンパイアの不適切な処置、不手際または判定についての申し立てを上告の根拠とすることはできない。審問の当事者はプロテスト委員会の判決を上告の根拠とすることはできない。規則 66 の 3 番目の文を次のとおり変更する。「審問の**当事者**は審問再開を求めることはできない。」
- Q5.3** (a) 艇が指示 Q2.2 に基づき審問を受ける場合を除き、抗議と救済要求は書面である必要はない。
(b) プロテスト委員会は、適切と考えるやり方で証言をとり、審問を進めることができ、その判決を口頭で伝えることができる。
(c) プロテスト委員会は、規則違反がレースの結果に影響しなかったと判定した場合には、整数もしくは分数の得点ペナルティーを課すか、または公平と判断する別の調整を行うことができ、それにはペナルティーを課さないこともある。
(d) (削除)
- Q5.4** レース委員会は、艇が規則 28 に従ってコースを帆走しなかったにもかかわらず、指示 Q4.2 に従ってアンパイアが当該艇に黒色旗を適用しなかった場合を除き、艇を抗議することはない。
- Q5.5** プロテスト委員会は、規則 60.3 に基づき艇を抗議することができる。ただし、プロテスト委員会は、指示 Q3.2 もしくは規則 28、または指示 Q2.1 に挙げられた規則の違反、または損傷もしくは傷害がある場合を除く規則 14 の違反に関して艇を抗議することはない。